

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【公開番号】特開2007-47714(P2007-47714A)

【公開日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-007

【出願番号】特願2005-235002(P2005-235002)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/40	(2006.01)
H 0 4 N	5/225	(2006.01)
G 0 9 G	3/20	(2006.01)
H 0 4 M	1/02	(2006.01)
G 0 9 F	9/00	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/40	3 0 3
H 0 4 N	5/225	B
G 0 9 G	3/20	6 8 0 D
G 0 9 G	3/20	6 8 0 F
H 0 4 M	1/02	A
H 0 4 M	1/02	C
G 0 9 F	9/00	3 4 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月26日(2008.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】電子機器

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の表示画面を形成する第1の表示パネルと、

前記第1の表示パネルよりも面積が小さく、前記第1の表示パネルと重なる領域の前記

第1の表示パネルが形成された面とは反対側の面上に第2の表示画面を形成する第2の表示  
パネルと、

前記第2の表示パネルが形成された面と同じ側の面上に前記第2の表示パネルの周辺部に  
配設され、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの入力端子と接続されること  
によって、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの動作を制御する集積回路が  
実装された配線基板と、を有し、

前記第1の表示画面は主画面であり、前記第2の表示画面は副画面であることを特徴と  
する電子機器。

【請求項2】

第1の表示画面を形成する第1の表示パネルと、

前記第1の表示パネルよりも面積が小さく、前記第1の表示パネルと重なる領域の前記第1の表示パネルが形成された面とは反対側の面に第2の表示画面を形成する第2の表示パネルと、

前記第2の表示パネルが形成された面と同じ側の面に前記第2の表示パネルの周辺部に配設され、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの入力端子と接続されることによって、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの動作を制御する少なくとも一の集積回路と、を有し、

前記第1の表示画面は主画面であり、前記第2の表示画面は副画面であることを特徴とする電子機器。

#### 【請求項3】

第1の基板の第1の表示画面を形成する第1の表示パネルと、

前記第1の基板よりも面積が小さく、第2の基板の前記第1の表示パネルと重なる領域に配置され、前記第1の表示パネルが形成された面とは反対側の面に第2の表示画面を形成する第2の表示パネルと、

前記第1の基板と前記第2の基板の間に配置され、前記第1の表示画面と前記第2の表示画面を封止する封止基板と、

前記第2の表示パネルが形成された面と同じ側の面に前記第2の基板の前記第2の表示パネルの周辺部に配設され、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの入力端子と接続されることによって、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの動作を制御する集積回路が実装された配線基板と、を有し、

前記第1の表示画面は主画面であり、前記第2の表示画面は副画面であることを特徴とする電子機器。

#### 【請求項4】

第1の基板の第1の表示画面を形成する第1の表示パネルと、

前記第1の基板よりも面積が小さく、第2の基板の前記第1の表示パネルと重なる領域に配置され、前記第1の表示パネルが形成された面とは反対側の面に第2の表示画面を形成する第2の表示パネルと、

前記第1の基板と前記第2の基板の間に配置され、前記第1の表示画面と前記第2の表示画面を封止する封止基板と、

前記第2の表示パネルが形成された面と同じ側の面に前記第2の基板の前記第2の表示パネルの周辺部に配設され、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの入力端子と接続されることによって、前記第1の表示パネル及び前記第2の表示パネルの動作を制御する少なくとも一の集積回路と、を有し、

前記第1の表示画面は主画面であり、前記第2の表示画面は副画面であることを特徴とする電子機器。

#### 【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一において、前記第1の表示画面の対角寸法は、前記第2の表示画面の対角寸法よりも大きいことを特徴とする電子機器。

#### 【請求項6】

請求項1乃至4のいずれか一において、前記第1の表示画面を構成する画素数は、前記第2の表示画面を構成する画素数よりも多いことを特徴とする電子機器。

#### 【請求項7】

請求項1乃至6のいずれか一において、前記集積回路は、前記第1の表示画面及び前記第2の表示画面にビデオ信号を送るコントローラを含むことを特徴とする電子機器。

#### 【請求項8】

請求項1乃至6のいずれか一において、前記集積回路は、前記第1の表示画面及び前記第2の表示画面に電力を供給する電源回路を含むことを特徴とする電子機器。

#### 【請求項9】

請求項7において、前記コントローラは、第1の表示パネルと第2の表示パネルで共有していることを特徴とする電子機器。

**【請求項 10】**

請求項8において、前記電源回路は、第1の表示パネルと第2の表示パネルで共有していることを特徴とする電子機器。

**【請求項 11】**

請求項1乃至請求項10のいずれか一に記載の電子機器は、携帯電話機、パソコン用コンピュータ、携帯情報端末、電子手帳、モニタ、ビデオゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビューファインダであることを特徴とする電子機器。